

令和7年7月18日

各課・室・センター長 様  
各 地 方 機 関 の 長 様  
学校以外の各教育機関の長 様  
西部教育事務所芸北支所長 様  
各 県 立 学 校 長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長

短時間勤務会計年度任用職員に係る掛金の控除等の取扱いについて（通知）

当互助組合に加入する短時間勤務会計年度任用職員（以下「短時間勤務職員」という。）の掛金の控除等については、令和4年9月28日付け、同年11月2日付け及び同年12月2日付け理事長通知で取扱いをお知らせしているところですが、誤った事務処理が散見される所です。

ついては、この事務処理において注意していただきたい事項等について、次のとおり改めてお知らせしますので、適切に処理していただきますようお願いいたします。

1 掛金の控除について

短時間勤務職員は、報酬等が勤務実績に応じた時間額又は日額で翌月に支給されるため、掛金についても翌月に支給される報酬等から控除することとなります。

標準報酬月額の時給決定等により、新たな標準報酬月額が適用される月においても勤務実績月における標準報酬月額で算定した掛金を徴収してください。調整する場合は、報酬等システムの調整額欄の入力により対応してください。

なお、**共済組合の掛金等の控除時期とは異なりますので、注意してください。**

2 短時間勤務会計年度任用職員掛金等集計調書の提出について

(1) 給与支払所属においては、毎月25日（25日が週休日等の場合はその翌日）までに、別紙の「短時間勤務会計年度任用職員掛金等集計調書」（以下「調書」という。）を作成し、次の該当するフォルダへ格納してください。

また、何らかの理由により該当月の掛金控除とは別に調整を行った場合は、調書の「調整額の月及び理由」欄へ必ず記入してください。

なお、調書の「合計額」欄と、報酬等からの控除額の合計が必ず一致するよう作成してください。

【Heiwa ネット接続所属（県立学校）】

Heiwa ネット内の各校フォルダ「互助組合掛金フォルダ」

【それ以外の県費負担の所属】

広島県庁LANの「T:¥170 教育委員会事務局¥999 教育委員会事務局共有¥事務局内共有¥◆◆互助組合掛金◆◆◆」内の各課・機関のフォルダ

(2) 県立学校については、指定のフォルダに格納した際の提出連絡メールは不要とします。

担当 住吉  
電話 082-228-1386